

戸籍証明書相互交付に
青梅市が加わりました



便利になりました!

福生市・羽村市・瑞穂町で実施している戸籍証明書の相互交付に、7月1日から青梅市が加わりました。4市町の区域に住所及び本籍がある方は、4市町のどこの窓口でも即時交付が受けられます。

(羽村小作台郵便局内)
▼瑞穂町役場住民課(瑞穂町箱根ヶ崎2335 ☎557・7548)、武蔵野連絡所(武蔵野コミュニティセンター内)
▼青梅市役所市民課(青梅市東青梅1-11-1 ☎0428・22・1111)、梅郷出張所(梅郷市民センター内)、沢井市民センター内、小曾木出張所(小曾木市民センター内)、成木出張所(成木市民センター内)

改製原戸籍・除籍の謄抄本(電算化されていない戸籍を除く)
申請できる方 4市町の住民で、請求する戸籍に記載されている本人(委任状による申請、第三者による申請、手数料免除の申請はできません)
所持物印鑑、本人確認できる証明書
取扱窓口
▼福生市役所市民課(福生市本町5 ☎551・1511)
▼羽村市役所市民課(羽村市緑ヶ丘5-2-1 ☎555・1111)、羽村駅西口連絡所(西多摩農協本店)、三矢会館連絡所、小作台連絡所

取扱時間 平日の午前8時30分〜午後5時(瑞穂町役場武蔵野連絡所は午前9時〜午後5時)
問合せ 市民課市民係

納税にご協力を

納期内納税にご協力を! 今月は固定資産税・都市計画税(第2期)の納期です。

口座振替を 利用されている方へ 指定の預金口座から8月1日(月)に自動的に振替させていただきますので、残高不足にならないよう注意してください。

納め忘れはありませんか 市・都民税第1期(6月30日)

納め忘れはありませんか 市・都民税第1期(6月30日)

夏の軽装に取り組んでいます

市職員は平成17年9月30日までの期間の執務中、また福生市議会では6月の定例会から「ノーネクタイ、ノー上着」で地球温暖化防止国民運動に取り組



生係、議会事務局庶務係

「都市計画公園・緑地の整備方針」
中間のまとめ、への意見・提言募集

- ◆都市計画公園・緑地の整備を計画的・効率的に推進するため、都区市町が共同で整備方針の策定作業を進めています。
- ◆中間のまとめでは、今後優先的に整備する公園・緑地を選定する考え方などを提案しています。
- ◆内容は、東京都・都市整備局のホームページや下記窓口でご覧になれます。
- ◆ご意見・ご提言は平成17年7月31日までに、ホームページ、Eメール、ファックス、郵便等により東京都都市整備局へお寄せください。いただいたご意見等は都区市町で検討いたします。

意見等送り先

東京都都市整備局公園緑地計画担当
〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 ☎電話03・5388・3264 FAX03・5388・1354、
ホームページアドレス
<http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/>
EメールS0000180@section.metro.tokyo.jp

問合せ 地域整備課公園緑地係



入札結果を公表します

※価格は全て税込みです。

【入札日:平成17年5月27日 制限付一般競争入札】

5,000円
【入札予定価格】2億4,574万6,200円

◎市民会館等リニューアル工事(建築)
(入札参加業者数12社)
落札業者名(株)浅沼組多摩営業所

※入札参加業者名、入札金額等の詳細は縦覧できますので、財政課契約係までお越しください。なお、電話等による問い合わせには応じておりません。

落札価格 2億4,076万
「半額免除」があります。申請して承認されると、その期間は年金の受給資格期間に算入されます。ただし、半額免除を受けた期間については、半額の保険料を納付しない場合は未納期間として取り扱われますので、ご注意ください。

学生の方:30歳未満の方は 学生を対象とした「学生納付特例制度」、30歳未満の方を対象とした「若年者納付猶予制度」があります。これらの免除等を受けた期間については、10年以内であれば、さかのぼって納めることができます。この場合、2年以上経過した保険料については、一定の額が加算されます。

国民年金加入中に保険料を納めないで2年を経過すると、時効により納めたくても納められなくなります。この未納期間中に万が一のことが生じても、年金の受給ができなくなることがあります。このようなことがないように、保険料を未納なく、納める必要があります。

納めるのが困難な時は 納めるのが困難な時は、しかし、経済的に保険料を納める事が困難なこともありますので、このようなとき、年金を受ける権利を守ってくれるのが保険料の免除制度です。

免除制度があります 免除には、保険料の全額(13,580円)を免除する「全額免除」と保険料の半額(6,790円)を免除する

将来、老齢基礎年金を受けるためには、25年(3000

年金を受けられます 将来、老齢基礎年金を受けるためには、25年(3000

免除制度があります 免除には、保険料の全額(13,580円)を免除する「全額免除」と保険料の半額(6,790円)を免除する

免除制度があります 免除には、保険料の全額(13,580円)を免除する「全額免除」と保険料の半額(6,790円)を免除する

免除制度があります 免除には、保険料の全額(13,580円)を免除する「全額免除」と保険料の半額(6,790円)を免除する

免除制度があります 免除には、保険料の全額(13,580円)を免除する「全額免除」と保険料の半額(6,790円)を免除する

官公署だよりの

喫煙マナーアップキャンペーン記念コンサート『Live Together Tokyo』に招待

喫煙マナーの向上を呼び

喫煙マナーの向上を呼び